

愛媛県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

愛媛県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内的一般社団法人等の中から 1 団体を愛媛県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）に指定することとし、指定を希望する団体を募集します。

2 応募対象

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（N P O 法人）であって、以下の各号の要件を満たす団体とします。

- (1) 県内に事務所を有し、県内全域を活動範囲としていること。
- (2) 県内で環境保全に関する活動歴があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し若しくは反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 定められた期間内に参加意思表明書及び申請書類を提出できること。

3 参加意思表明書の提出

指定を希望する団体は、申請書類の提出に先立って、参加意思表明書（様式 1）を環境政策課まで提出してください。（参加意思表明書の提出があった団体だけが、次項の申請書類を提出することができます。）

(1) 参加意思表明書

参加意思表明書には、次の書類を添付してください。

- ※添付書類
- ・定款又は寄付行為
 - ・登記事項証明書
 - ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(2) 提出期間

令和 2 年 1 月 27 日（月）から令和 2 年 2 月 7 日（金）まで（必着）

(3) 提出方法

直接提出又は郵送

ア 直接提出の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間です。

イ 郵送の場合は、書留に限ります。F A X、E メールでの応募は受け付けません。

(4) 提出部数

1 部 ※提出いただいた書類は、お返ししません。

(5) 留意事項

参加意思表明書の提出があった団体の名称等については、公表する場合があります。

4 申請方法

(1) 申請書類

提出に当たっては、法施行規則第6条等に規定するアからエまでの書類を環境政策課まで提出してください。

なお、提出いただいた書類は、お返ししません。

ア 愛媛県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式2）

申請書には、次の書類を添付してください。

- ※添付書類
- ・組織体制図
 - ・貸借対照表（直近1年分）
 - ・収支計算書（直近1年分）
 - ・正味財産増減計算書（直近1年分）
 - ・財産目録

イ 事業計画書（様式3）

センターに指定された場合に予定している事業を記載してください。作成に当たっては、別紙「予想される主な愛媛県地球温暖化防止活動推進センター事業」等を参考にしてください。

ウ 事業予算書（様式任意）

令和2年度の事業に係る収支計算書を提出してください。「イ 事業計画書」に記載された事業については、収入、支出が具体的に分かるように記載してください。

エ 活動歴報告書（様式4）

法人の過去1年間の活動実績を記載してください。

（他の団体と協力して行った事業及び普及啓発活動の参加人数についても、記載してください。）

オ 確認書（様式5）

(2) 提出期間

令和2年2月10日（月）から令和2年2月28日（金）まで（必着）

(3) 提出方法

直接提出又は郵送

ア 直接提出の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間です。

なお、その際に提出書類の内容について確認しますので、あらかじめ来庁日時を御連絡ください。

イ 郵送の場合は、書留に限ります。FAX、Eメールでの応募は受け付けません。

(4) 提出部数

正副2部

(5) 申請書類の取扱い

ア 申請書類に不備がある場合は、提出期限を定めて再提出や追加書類の提出を求める場合があります。この場合、期限までに提出されないとときは無効とさせていただきますので御了承ください。

イ 申請書類については、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づき、原則として公開の対象となります。

ウ 申請書類等に虚偽又は不正があった場合は、選定対象から除外します。

5 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
愛媛県県民環境部環境局環境政策課 溫暖化対策グループ (担当 : 保積)
電話 : 089-912-2349

ほづみ

6 指定団体の決定方法

- (1) 指定候補団体の決定に当たっては、選定委員会を設置し、事業内容等について審査を行い、指定候補団体を決定した上で、県が指定団体を決定します。選定基準は、次のとおりです。

【選定基準】

- ア センターの業務を確実に遂行できる組織体制を有しているか。
 - イ 環境保全に関する活動実績を有しているか。
 - ウ 財政基盤が安定しているか。
 - エ 効果的な地球温暖化防止対策事業を実施するための能力を有しているか。
 - オ 提案又は計画する事業に具体性と実現可能性があるか。
 - カ 県全域で活動できるか。
 - キ 県が行う施策に必要な協力ができるか。
- (2) 審査において、必要に応じヒアリングを実施する場合がありますので、代表者又は担当者が出席の上、提出書類等についての説明をお願いします。具体的な日程等については、別途申請団体宛てに御連絡します。
- (3) なお、申請団体が1団体のみであった場合には、選定委員会による審査を省略する場合があります。

7 指定する期間

センターとして指定する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

なお、指定期間は更新することがあります。

また、法第38条第5項の規定により、指定期間内であっても指定を取り消す場合があります。

8 事業に係る経費

センターの活動に要する経費は、指定団体が負担することとなります。ただし、指定を受けた場合は、国の補助金等の対象となる場合があります。

9 指定後の報告

センターは、法に基づき、毎年度の事業開始前に事業計画書及び收支予算書を、毎年度終了後3か月以内に事業報告書及び收支決算書を県知事あて提出しなければなりません。

10 その他

- (1) この応募に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することができます。

別紙

予想される主な愛媛県地球温暖化防止活動推進センター事業

(1) 国庫補助金等活用事業

No	項目	事業名	内容
1	国庫 補助金	地域における地球温暖化 防止活動促進事業	地球温暖化対策等についての 広報・啓発活動、推進員等の活動 の支援や温室効果ガス排出実態 調査、情報収集・分析等を行う。

※上記事業は、現時点での予定される事業であり、変更されることがあります。

(2) 指定団体の自主事業

上記以外の事業で地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項の内容
に沿ったもの